マザー制度実施要領

Rev	改廃内容	日付	作 成 者	代表取締役 承認日
1. 0	初版	H19. 11. 1	総務部	H19. 10. 26

マザー制度実施要領

(目的)

第 1条 この要領は、新卒および中途採用社員(以下新人という)を受け入れる際、業務遂行する うえでの不安を取り除き、実務能力の円滑な習得を促すとともに、年間を通しての到達点を 明確にした教育を実施し、自身の役割を充分認識させることを目的とする。

(新人対象者)

第 2条 新卒およびそれに準ずる社員とする。なお、当該制度の適用については、総務部長が決定する。

(実施期間)

第 3条 原則として入社後1年間とする。

(マザーの任命)

第 4条 新人が配属された部署から、所属長が任命する。

(マザーの役割)

- 第 5条 マザーは以下の役割を担う。
 - (1)O J Tを通じて新人の実務能力を育成する。
 - (2)社会人としての常識やマナーを身に付けさせるとともに、社内のルールおよび慣習を植えつける。
 - (3) 育成のための年間スケジュールを作成する。
 - (4)育成経過を3カ月毎に報告する。 (新人にレポートを作成させるとともにそれに対する 評価を行う)

(マザーの留意事項)

- 第 6条 マザーは以下の事項に留意する
 - (1)新人が相談しやすい雰囲気をつくる。
 - (2)マザー自身の仕事を最優先し、新人からの質問についてはまとめて受ける等のルールを決める。
 - (3)マザー自身が分からないことには、回答できる部署・担当者を示す。

付則

この規程は平成19年11月 1日から実施する。